

「マイカーローン」商品説明書（オリコマイカーローン）

令和7年4月1日現在

項 目	内 容
商品名	・オリコマイカーローン
ご利用いただける方	・個人および個人事業主の方。 ・満18歳以上65歳以下の安定継続した収入のある方。 ・(株)オリエントコーポレーションの保証を得られ、かつ、当金庫が取扱を認めた方。
ご利用金額	・10万円以上500万円以内。(1万円単位)
ご融資期間	・変動金利型は、1年以上7年以内。(元金据置期間6カ月を含みます。) ・固定金利型は、6カ月以上7年以内。(元金据置期間6カ月を含みます。)
お使いみち	・マイカー・バイク購入資金、借換(買替)資金、免許取得資金、車検・修理資金などが対象となります。
ご融資利率	・変動金利型または固定金利型のいずれかを選択していただきます。 ・新規ご融資時のお借入利率は、当金庫の定める「マイカーローン店頭基準金利(以下「店頭基準金利(注1)」という)を基準とする利率を適用いたします。なお、「店頭基準金利」は毎月見直しますので、お申込み時とお借入時のお借入利率が異なる場合があります。 (注1)「マイカーローン店頭基準金利」とは、当金庫のホームページ上で公表する基準金利を言い、毎月見直します。
変動金利	・変動金利は、当金庫の「マイカーローン基準金利(以下「基準金利」という)」を基準として新たに到来する基準日の基準金利を比較し、ご融資金利を引き上げまたは、引き下げします。 ・「基準金利」は、当金庫が定める短期プライムレートを基準として毎年4月1日と10月1日を基準日とし、年2回見直します。 ・4月1日基準日分は7月の約定返済日より、10月1日基準日分は翌年1月の約定返済日より見直し後の金利によるご返済が開始されます。
固定金利	・固定金利の場合は、利率の見直しはありません。
保証料	・保証料は、毎月払方式となり、お取引金利に含まれておりますので、ご融資実行時に別途ご負担はありません。
遅延損害金	・約定返済日に遅延した場合は、延滞利率として14.60%が適用されます。
ご融資の形式	・証書貸付。
ご返済方法	・毎月、元利均等返済、元金均等割賦返済のいずれかをご選択いただけます。 ・ボーナス併用返済をご希望される場合は、お借入金額の50%以内を返済元金として、6カ月毎の年2回払いとなります。
連帯保証人	・(株)オリエントコーポレーションが保証しますので、原則不要です。
担保	・不要です。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンス課(9時～17時、電話：0120-078-390)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンス課、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。どうか東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課へお問い合わせ下さい。
その他の事項	・当金庫が取扱期間内に融資を決定した場合において、納車遅延等の関係で融資実行が直ちにこなわれない時は、その猶予期限は(株)オリエントコーポレーションの保証承諾有効期間内(保証承諾日から3カ月)となります。 ・審査の結果によりましては、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。 ・返済額のご試算は、窓口までお問い合わせください。